

樣式第四（下水道法施行規則第六條第1項關係）

公共下水道使用開始（変更）届

令和 年 月 日

公共下水道管理者
美唄市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始（変更）するので届け出ます。

排水場所			排水口数	
排出汚水の水量 又は水質	水量 水質	月平均 立法メートル 日最大 立法メートル 下記のとおり		
開始（変更）年月日	令和 年 月 日			
処理方法			施設名称	

記

排水口 月 量 項 目						単 位
	立法メ ートル	立法メ ートル	立法メ ートル	立法メ ートル	立法メ ートル	
温 度						度
水 素 イ オ ン 濃 度						水 素 指 数
生物化学的酸素 要求量						5 日 間 ミリグラム／リットル
浮 遊 物 質 量						ミリグラム／リットル
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 鉍 油 類 含 有 量 動植物油脂類含有量						ミリグラム／リットル ミリグラム／リットル
窒 素 含 有 量						ミリグラム／リットル
磷 含 有 量						ミリグラム／リットル
沃 素 含 有 量						ミリグラム／リットル
カドミウム及びその化合物						ミリグラム／リットル
シ ア ン 化 合 物						ミリグラム／リットル
有 機 磷 化 合 物						ミリグラム／リットル
鉛 及 び 其 の 化 合 物						ミリグラム／リットル
六 価 ク ロ ム 化 合 物						ミリグラム／リットル
砒素及びその化合物						ミリグラム／リットル
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物						ミリグラム／リットル
アルキル水銀化合物						ミリグラム／リットル
P C B						ミリグラム／リットル
トリクロロエチレン						ミリグラム／リットル
テトラクロロエチレン						ミリグラム／リットル
ジ ク ロ ロ メ タ ン						ミリグラム／リットル

四 塩 化 炭 素						ミリグラム／リットル
1, 2-ジクロロエタン						ミリグラム／リットル
1, 1-ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
シス-1, 2-ジクロロエチレン						ミリグラム／リットル
1, 1, 1-トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
1, 1, 2-トリクロロエタン						ミリグラム／リットル
1, 3-ジクロロプロペン						ミリグラム／リットル
チ ウ ラ ム						ミリグラム／リットル
シ マ ジ ン						ミリグラム／リットル
チ オ ベ ン カ ル ブ						ミリグラム／リットル
ベ ン ゼ ン						ミリグラム／リットル
セレン及びその化合物						ミリグラム／リットル
フ ェ ノ ー ル 類						ミリグラム／リットル
銅 及 び そ の 化 合 物						ミリグラム／リットル
亜鉛及びその化合物						ミリグラム／リットル
鉄及びその化合物(溶解性)						ミリグラム／リットル
マンガ及びその化合物(溶解性)						ミリグラム／リットル
クロム及びその化合物						ミリグラム／リットル
※ふ っ 素 化 合 物						ミリグラム／リットル
摘 要						

備考

- ※印のある欄は、令第9条の9第1項第6号に該当する項目について記載すること。
- 「摘要」の欄は、排出汚水の水量又は水質の推定の根拠等を記載すること。
- 除害施設の設置等を要する場合には、その概要を明らかにする図書及び図面を添付すること。

様式第五（下水道法施行規則第六條關係）

公共下水道使用開始届

令和 年 月 日

公共下水道管理者

美唄市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

次のとおり公共下水道の使用を開始するので届け出ます。

設 置 場 所		排 水 口 数	
開 始 年 月 日	令 和 年 月 日	特定施設の種類	

備考

「特定施設の種類」の欄は、水質汚濁防止法施行令（昭和４６年政令第１８８

号) 別表第一に掲げる号番号及び名称を記載すること。

様式第六（下水道法施行規則第八条関係）

特定施設設置届出書

令和 年 月 日

公共下水道管理者
美唄市長 様

申請者

住所

氏名 _____ 印 _____

電話番号

下水道法第 12 条の 3 第 1 項（下水道法第 25 条の 10 において準用する同法第 12 条の 3 第 1 項）の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	令和 年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

工場又は事業場の概要

1.

特定施設の構造及び使用の方法

(1) 工場又は事業場の規模等

業 種		資 本 金	円	敷 地 面 積	m ²
操業年月日	令和 年 月 日	従 業 員 数	人	作業場面積	m ²
操 業 時 間	時～時 (時間)	休 業 日		水質管理責任者	

(2) 主要製品名及び生産量

--

(3) 操業の系統（作業工程フローシート）

--

(4) 特定施設等の種類、構造、使用時間及び使用原材料

施 設 番 号						
施 設 の 名 称						
型 式						
構 造						
主 要 寸 法						
能 力						
工 事 着 手 (予定) 年月日						
工 事 完 成 (予定) 年月日						
使 用 開 始 (予定) 年月日						
使用時間間隔及び 1日あたりの使用 時間						
季節変動の概要						
使 用 原 材 の 種 類、使用 方 法 及 び 使 用 量						
そ の 他						

(5) 特定施設等の設置場所及び特定施設等に関する機械・装置の配置

別添第 () 図のとおり

(6) 特定施設等から排出される汚水等の汚染状態

[illegible]

様式第七（下水道法施行規則第九条関係）

特定施設設置届出書

令和 年 月 日

公共下水道管理者
美唄市長

様

申請者

住所

氏名

印

電話番号

下水道法第12条の3第2項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第2項）
下水道法第12条の3第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の3第3項）
の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	令和 年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造	別紙のとおり。	※審査結果	
△特定施設の使用の方法	別紙のとおり。	※備考	
△汚水の処理の方法	別紙のとおり。		
△下水の量及び水質	別紙のとおり。		
△用水及び排水の系統	別紙のとおり。		

備考

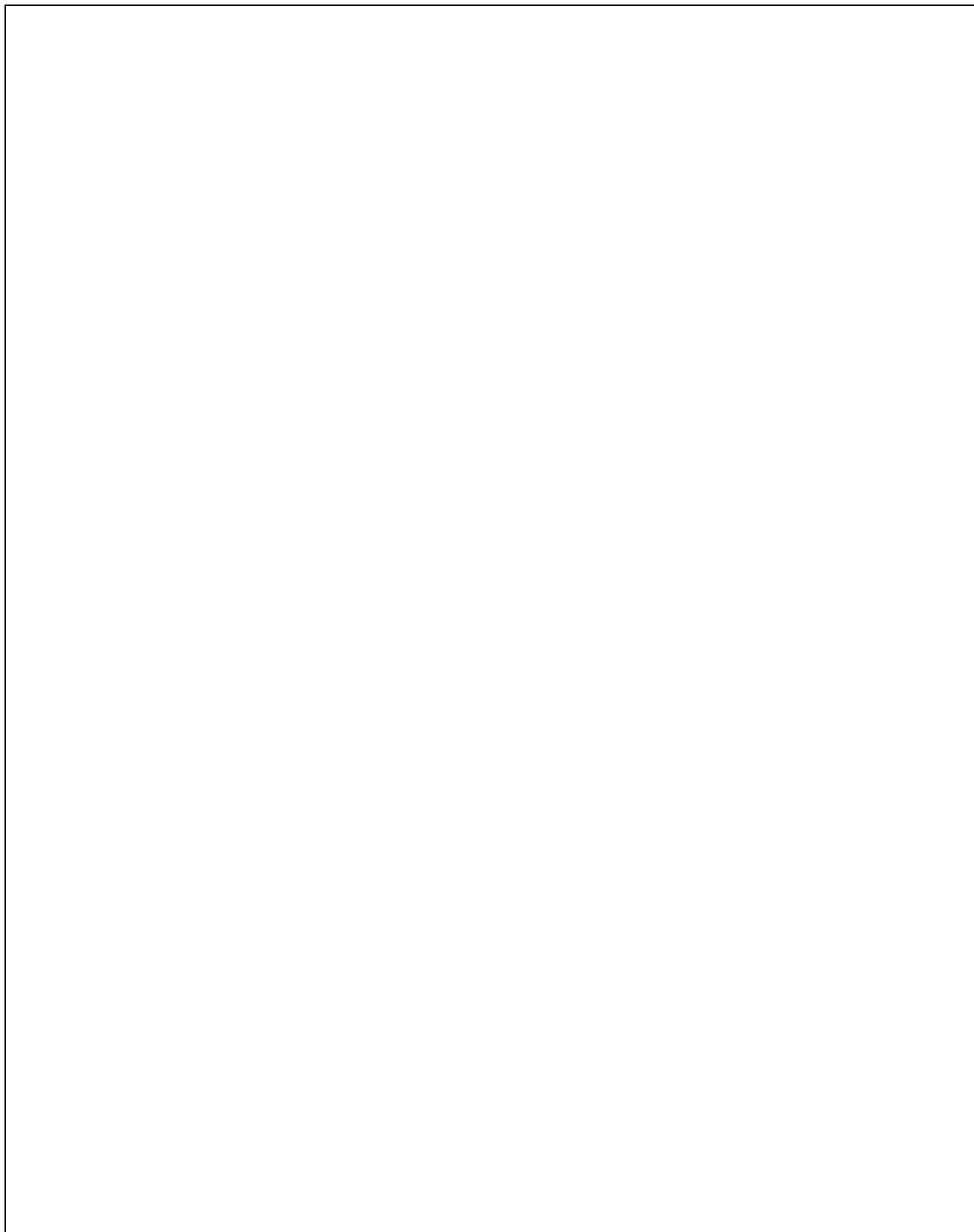
- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

除害施設の構造及び使用の方法

2.

汚水等の処理方法、下水の量及び水質、用排水の系統

(1) 汚水等の処理の系統（フローシート）及びその説明



(2) 処理施設の種類、構造、使用時間及び消耗資材

処理施設の名称						
型 式						
構 造						
主 要 寸 法						
付 属 機 器 類						
能 力						
処 理 の 方 法						
工 事 着 手 (予定) 年月日						
工 事 完 成 (予定) 年月日						
使 用 開 始 (予定) 年月日						
使用時間間隔及び 1日あたりの使用 時間						
季節変動の概要						
使 用 原 材 の 種 類、使用 方 法 及 び 使 用 量						
そ の 他						

(3) 処理施設の設置場所及び配置

添付第 () 図のとおり

(4) 処理施設別汚水量及び水質

[illegible]

(5) 汚水等の処理によって生じる残さ及び濃厚廃液の種類等

残さ等の種類		
生 成 量		
含 有 率		
保 管 方 法		
処理・処分の 方 法		
最 終 処 分 先		

(6) 施設の建設費

建 設 費	機械工事 円	土木工事 円	電気工事 円
	その他 ()		
維持管理費			
建設資金計画	自己資金 円	借入 () 円	その他 () 円
施 工 業 者			

(7) 使用水量 (㎡/日)

用 途 給水源	原料用水	洗浄用水	冷却用水	生活用水	そ の 他 ()	合 計
上 水 道						
工 業 水 道						
そ の 他 ()						
合 計						

(8) 用水及び排水の系統

添付第 () 図のとおり

(9) 公共下水道へ排除される下水の量及び水質

[illegible]

様式第八（下水道法施行規則第十条関係）

特定施設の構造等変更届出書

令和 年 月 日

公共下水道管理者
美唄市長 様

申請者

住所

印

電話番号

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地		※受理年月日	令和 年 月 日
特定施設の種類		※施設番号	
△特定施設の構造（特定施設の使用の方法汚水の処理の方法下水の量及び水質用水及び排水の系統）	別紙のとおり。	※審査結果	
		※備考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第九（下水道法施行規則第十一条関係）

受 理 書

第 号

令和 年 月 日

様

公共下水道管理者
美唄市長

印

令和 年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	下水道法第 1 2 条の 4
届 出 の 内 容	特定施設の設置
届 出 に 係 る 特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法

備 考

- 「届出の根拠」の欄は、「下水道法第 1 2 条の 3 第 1 項」又は「下水道法第 1 2 条の 4」と記載すること。
- 「届出の内容」の欄は、「特定施設の設置」又は「特定施設の構造等の変更」と記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第十（下水道法施行規則第十二条関係）

氏 名 變 更 等 届 出 書

令和 年 月 日

公共下水道管理者 殿

申請者

住所

氏名

印

電話番号

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 10 において準用する同法第 12 条の 7）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整 理 番 号	
	変更後		※受理年月日	平成 年 月 日
変 更 年 月 日		令和 年 月 日	※施 設 番 号	
変 更 の 理 由			※備 考	

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

特定施設使用廃止届出書

令和 年 月 日

公共下水道管理者
美唄市長 様

申請者
住 所

氏 名 印

電 話

特定施設の使用を廃止したので、下水道法第 12 条の 7（下水道法第 25 条の 10
において準用する同法第 12 条の 7）のきていにより、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※整理番号	
工場又は事業場の所在地	美唄市	※受理年月日	令和 年 月 日
特定施設の種別		※施設番号	
特定施設の設置場所	美唄市	※審査結果	
使用廃止の年月日	令和 年 月 日		
使用廃止の理由			

備 考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第十二（下水道法施行規則第十三条関係）

承 繼 届 出 書

令和 年 月 日

公共下水道管理者 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、下水道法第12条の8第3項（下水道法第25条の10において準用する同法第12条の8第3項）の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称			※ 整 理 番 号	
工場又は事業場の所在地			※受理年月日	令和 年 月 日
特定施設の種類			※ 施 設 番 号	
特定施設の設置場所			※ 備 考	
承 継 の 年 月 日		令和 年 月 日		
被承継者	氏名又は名称			
	住 所			
承 継 の 原 因				

備考

- 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第十三（下水道法施行規則第十五条関係）

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日 及び時刻	測定場所		特定施設 の 使用状況	採 水 者	分 析 者	測定項目				備 考
	名 称	排水量（単位 立方メートル／ 日								

備 考

採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。

様式第十四（下水道法施行規則第十六条関係）

（表）

第	号	身	分	証	明	書
				ふりがな		
				氏 名		
					年	月 日生
				職 名		
上記の者は、下水道法第 1 3 条第 1 項（下水道法第 2 5 条の 1 0 において 準用する同法第 1 3 条第 1 項）の規定による立入検査をすることができる者 であることを証する。						
発行年月日						
有効期限						
任命権者						印

（裏）

下	水	道	法	抜	す	い
（排水設備等の検査）						
第 1 3 条 公共下水道管理者は、公共下水道若しくは流域下水道の機能及び構造を保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第 8 条の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、その職員をして排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設その他の物件を検査させることができる。ただし、人の住居に使用する建築物に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。						
2 前項の規定により、検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときには、これを提示しなければならない。						
3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。						
（準用規定）						
第 2 5 条の 1 0 第 7 条、第 8 条、第 1 1 条の 2、第 1 2 条から第 1 2 条の 8 まで、第 1 2 条の 1 0 から第 1 3 条まで、第 1 5 条から第 1 8 条の 2 まで、第 2 1 条から第 2 3 条まで及び第 2 5 条の規定は、流域下水道について準用する。						

除 害 施 設 台 帳

受付年月日 令和 年 月 日 設置場所

受 付 番 号 第 号 申請者

排水 事業所名

確 認 番 号 第 号 業務内容

水洗

施 設 の 構 造	
施設の使用方法	
汚水の処理方法	
下 水 の 性 質	
放 流 時 間	
1 日 平 均 放 流 量	
備 考	

特 定 施 設 台 帳

受付年月日 令和 年 月 日 設置場所

受 付 番 号 第 号 申請者

排水 事業所名

確 認 番 号 第 号

水洗	業務内容

特定施設の種類	
水湯法号・番号	
特定施設の構造	
特定施設の使用法	
汚水の処理の	
下水の量	
下水の水質	
備考	